

令和元年度第1回古河市都市計画審議会議事録

I 日 時 令和元年12月18日(水)

午後2時から午後2時40分まで

II 場 所 古河市下大野2248番地

古河市役所総和庁舎特別会議室

III 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

出席した委員(15名)

北島 富佐雄会長, 蓮見 公男委員, 船橋 新五委員, 蒔田 睦郎委員, 鶴見 幸定委員

野中 健司委員, 生沼 繁委員, 渡邊 澄夫委員, 黒川 輝男委員, 齋藤 満委員

五月女 光男委員, 鈴木 榮治委員, 鹿島 節子委員, 小山 幸子委員, 平田 正委員

欠席した委員(1名)

森 誠委員

IV 出席した事務局(10名)

都市建設部部長 高橋 昇, 都市建設部参事 大伴 晴彦, 都市建設部参事 児矢野 茂

都市計画課課長 矢野 靖彦, 都市計画課課長補佐 峯 浩美

都市計画課係長 亀田 弘行, 都市計画課主事 鬼ヶ原 慎平

工業団地開発推進室室長 島田 文則, 工業団地開発推進室係長 塚田 隆之

工業団地開発推進室主事 林 純也

V 傍聴人 な し

VI 議 事

1 議事の公開

古都諮問第1号の公開が決定された。

2 議事録署名人の指名

議長から議事録署名人として鈴木榮治委員と渡邊澄夫委員が指名された。

3 議案審議

古都諮問第1号 「古河都市計画地区計画の変更について(仁連地区)」

VII その他

VIII 会議経過 次項以降のとおり

【司会】 本日は、お忙しいところ古河市都市計画審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日ご出席の連絡を頂いている委員がもう一名いらっしゃいますが、所用にて遅れると連絡がございましたので、只今より令和元年度第1回都市計画審議会を開会させていただきます。本日の司会を務めさせていただきます、今年4月より都市計画課長に着任いたしました矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に本日の資料を確認させていただきます。

本日の資料は事前に配布させていただきました、次第と全10ページの「令和元年度第1回古河市都市計画審議会資料集」になります。

不足等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、始めに事務局を代表しまして都市建設部長の高橋よりご挨拶を申し上げます。

【高橋部長】 都市計画審議委員の皆様、本日は公私ともお忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。都市建設部長の高橋でございます。

日頃より、委員の皆さまにおかれましては、当市の都市計画行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、古河市の都市計画を取り巻く環境ですが、今年7月に立地適正化計画を公表し、コンパクトシティの形成に向け動き始めたところでございますが、今後本格的に迫りくる人口減少社会に向けて、持続可能な都市づくりを進めていくことは喫緊の課題でございます。

また、全国的に異常気象による災害が見受けられ、安全安心な暮らしを支える都市基盤の形成も推進していかなければなりません。

市としても定住促進のための奨励金の交付や、ハザードマップの更新等を行い取り組んでいるところでございますが、引き続き国の動向を見ていくとともに、皆様の知識をお借りしながら一層取り組んで参りたいと考えております。

本日の審議会の案件は、古河都市計画地区計画の変更についてお諮りするものですが、本市の産業系土地利用の推進に大きく関わる案件でございますので、今後の市の発展のためにも忌憚のないご意見をいただけますようお願い申し上げます。

結びになりましたが、市の都市計画行政への一層のご支援とご協力を重ねてお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】 さて、本日の審議会では新たに委員に就任されました方が2名いらっしゃいますので、ご紹介を申し上げたいと思います。資料集10ページに新しい委員名簿を掲載しておりますので、ご覧いただけますようお願いいたします。

はじめに、市議会議員の渡邊澄夫様でございます。

本日所用で遅れておりますが、関係行政機関の職員で境工事事務所長の平田正様でございます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

先ほど挨拶を申し上げました、都市建設部長の高橋でございます。

都市建設部参事の犬伴でございます。

都市建設部参事の児矢野でございます。

都市計画課長補佐の峯でございます。

都市計画課計画係長の亀田でございます。

都市計画課計画係主事の鬼ヶ原でございます。

諮問案件に係る担当としまして、工業団地開発推進室室長の島田でございます。

工業団地開発推進室係長の塚田でございます。

工業団地開発推進室主事の林でございます。

最後に、私都市計画課課長の矢野です。改めましてよろしくお願いたします。

以上の職員で審議を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

【司会】 続きまして、古河市都市計画審議会条例第2条の規定により、審議会は、市長の諮問に応じ、審議し、その結果を市長に答申することとなっております。今回は同条例第2条第1項で掲げられた「本市が決定する都市計画に関する事」について都市計画上適切であるかの視点にて慎重なご審議をお願いいたします。

それでは、諮問書を高橋部長より北島会長にお渡しいたします。

【高橋部長】 古河市都市計画審議会、会長北島富佐雄様。古河都市計画案について、諮問いたします。

都市計画法第19条第1項に規定により、都市計画変更案について諮問いたします。諮問させて頂く案件につきましては、「古都諮問第1号古河都市計画地区計画の変更 仁連地区について」でございます。よろしくお願いたします。

【司会】 ただいま、会長にお渡しいたしました諮問書の写しを委員の皆様にお配りします。

続きまして、北島会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

【会長】 委員の皆様こんにちは。年末の忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。令和元年度第1回都市計画審議会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、市から諮問書が渡されまして本日の諮問案件は、仁連地区の地区計画の変更についてということです。

この後、事務局から説明があると思いますが、皆様におかれましては、古河市の健全な発展が望める都市計画になるよう、慎重な審議を頂くとともに、併せまして皆様のお知恵を拝借しながら会議を進行していければと考えております。ぜひ協力していただき、会議がうまく進行できるようよろしくお願いたします。

【司会】 北島会長ありがとうございました。

それでは、これより審議に入っていただきたいと思います。審議にあたりましては、古河市都市計画審議会の条例の規定により、北島会長に議長になっていただき、これからの会議の進行をお願いしたいと思います。

北島会長、よろしく願いいたします。

【議長】 それでは、改めまして、委員の皆様方には、大変お忙しい中、審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

古河市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会長が審議会の議長となることとなっておりますので、私が議長を務めさせていただきます。

本議会は、原則公開でご審議いただくことになっておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、事務局より委員の出席状況の報告をお願いいたします。

【亀田係長】 本日出席いただいております審議委員は、16名のうち14名です。よって、審議会条例第6条第3項の規定による2分の1以上の出席がございますので、審議会は成立していることをご報告いたします。

【議長】 それでは審議会を進めたいと思います。

本日の議事案件は「会議の公開に関する取扱要領」第2条第1項及び「古河市都市計画審議会運営規則」第7条第1項に規定する非公開情報、具体的には個人や法人が特定でき、不利益等を被る情報等に該当しておりませんので、会議を公開いたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

ただし、本日は傍聴希望者及び報道関係者がいないため、このまま会議を進めさせていただきます。

つづいて「議事録署名人」ですが審議会運営規則第8条第2項により、会長が「議事録署名人」2名を指名する事となっておりますので指名いたします。

議事録署名人につきましては、本日は席順6番の渡邊委員と、8番の鈴木委員をお願いいたします。それでは、議事に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

古都諮問第1号 古河都市計画地区計画の変更について事務局より説明をお願いします。

.....

【島田室長】 本日の諮問案件についてご説明させていただきます、都市計画課工業団地開発推進室の島田です。よろしく願いいたします。

今回、ご審議いただく案件は、古都諮問第1号古河都市計画 仁連地区 地区計画の変更についてです。

まず、「本地区の概要」についてご説明いたします。

お手元の資料集は1ページとなります。スクリーンには、同じ図面を出しておりますので、スクリーンをご覧ください。

本地区は、古河市の東部に位置し、日野自動車古河工場まで約1km、新4号国道まで約4km、圏央道「境古河インターチェンジ」まで約7kmと交通アクセスに恵まれております。

本地区の面積は全体で約19.0ha、用地の内訳としましては、道路と調整池の公共用地面積が約2.9ha、スクリーン画面では白と青色で着色されている箇所となります。地区内で既に開業している企業の用地面積が約3.7ha、画面では灰色に着色されている箇所となります。市が分譲を行う産業用地の面積が約12.4ha、黄色で着色されている箇所となっており、市では、工業や流通などの企業誘致を進めております。

次に、「地区計画の経緯」についてご説明いたします。

本地区は市街化調整区域であり、産業拠点の創設には、都市計画法の規定による地区計画を定め、開発を行う必要があることから、平成28年11月24日に地区計画の決定を行いました。

その後、建築基準法が一部改正され、条項のずれに対応するため、平成30年9月6日に地区計画の第1回変更を行いました。変更は、条項ずれにかかわる文言の修正のみで、当初決定時の内容に変わりはありません。

次に地区施設についてご説明いたします。

今回の第2回変更では、地区内の安全な交通処理と効率的な土地の利用を図るため、「地区施設」について2点、変更を行います。

「地区施設」とは、地区のまちづくりに必要となる、主に地区内道路などの公共施設のことを言い、「地区計画」に定めた施設です。

1点目の変更についてご説明いたします。

地区施設として定めた「道路1」について、延長と幅員の変更を行います。資料集2ページ、上段の計画図の図面ではオレンジ、下段の計画案の図面ではピンクの着色がされている箇所となります。スクリーンをご覧ください。

現在、この道路は延長240m、幅員15mの「地区施設」として「地区計画」に定められております。

この道路を、東西に210m延伸し、全体延長を450mに変更するとともに、車道および路肩の幅員を減少させず、右折レーンの幅員を3.0m確保するため、道路幅員を15mから16mに変更を行います。

この道路は、将来的には十間通りから延伸している道路と接続、本地区へのアクセスのメイン道路となる予定です。

2点目は、「緩衝緑地」を地区施設として、新規に「地区計画」に定めます。資料集2ページ、下段の計画案の図面にて、緑の着色がされている箇所となります。スクリーンをご覧ください。

本地区は、開発行為により、事業を実施しております。開発行為の場合、開発区域およびその周辺地域における騒音、振動などによる環境悪化を防止するため、開発区域沿いに、一定の幅員で「緩衝緑地」の配置が必要であり、本地区の開発行為の規模では、幅員は15m、面積は約2.5haとなります。

配置の趣旨に則り、「緩衝緑地」の保全を図るため、「地区施設」として「緩衝緑地」を定めるもので

す。

植樹する樹木は、サザンカ、ソヨゴ、ハナミズキ、ヒノキの4種類を予定しております。

次に、「計画書の変更」についてご説明いたします。スライドはありませんが、資料集3ページから5ページとなります。

計画書の変更につきましては、今回の「地区施設」の変更内容を反映させることにあわせ、市の都市計画マスタープランとの整合を図るため、文言の修正を一部、行っております。

最後に、今回の地区計画の変更手続きにおける、案の縦覧結果についてご報告します。

まず、地区計画原案の縦覧を7月17日から7月30日までの2週間実施した結果、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を11月14日から11月27日までの2週間実施した結果、意見書の提出はございませんでした。

以上で、古都諮問第1号の説明を終わります。ご審議のほどお願いします。

.....
【議長】ただ今の事務局のご説明に対しまして、何かご質問ございますか。A委員どうぞ。

【A委員】地区施設の道路が15mから16mへ変更になると説明がありましたが、図面上黄色の道路であり幅員12mの補助幹線道路へ、立地する企業の業種によっては通勤時に負荷がかかると思われます。12mの幅員で右折レーンを設けることはできるのでしょうか。また、できないとなると通勤退社時間にかなりの混雑が予想されると思いますが、どう考えているかお聞かせください。

【議長】事務局お願いします。

【島田室長】ご質問にお答えいたします。まず、12m道路につきましては、右折レーンの設置はございません。車道の幅員が、3mの片側一車線の道路となります。右折レーンを設けますのは、今回変更を行う道路1です。工業団地のアクセスのメイン道路となりますので、こちらの道路に右折レーンを設ける計画となっております。

【議長】A委員どうぞ。

【A委員】幅員12mの補助幹線道路に右折レーンが無いと、今回のような丁字路が4箇所、十字路が2箇所設置される状況で右折車による渋滞が予想されます。もし、変更が可能であるのなら、7,8台は右折が可能な拡幅を検討したらどうでしょうか。その点について、もう一度考えを伺いたいです。

【議長】事務局どうぞ。

【島田室長】12m道路のほうに右折レーンを設けるという変更は、工事が既に進んでいる状況から、難しい状態です。この工業団地の開発による発生交通量は平均768台を見込んでおり、12mの道路に右折レーンを設けなくても交通処理を行えるということでこの計画とさせていただいております。

【議長】A委員いかがでしょうか。

【A委員】芳賀町の本田工場の周辺は従業員が多いため通勤時間になると渋滞がひどい状況です。今回の

仁連地区とは規模が違うため少し状況は違うと思いますが、同じような状態になることを心配しています。古河市でも丘里工業団地の従業員の車が通勤時間になると、新 4 号国道の近くの大和田地区まで渋滞が発生しています。右折レーンが整備されている十間道路でもそのような状態であるのに、今回整備予定の道路は大丈夫なのか不安が残るのではないのでしょうか。

【議長】事務局どうぞ。

【島田室長】先ほどの質問についてですが、道路 2 の幅員 12m の道路については、右折レーンが無い形で整備が進んでおります。そのため、これから新たに右折レーンを整備するという変更は、申し訳ないのですが、できないというお答えになります。

【北島議長】交通量は、どのくらいを見込んでいるのでしょうか。

【島田室長】交通量は、平均になります。一日 768 台を見込んでおります。その中には、従業員の通勤の車や物資を運ぶ大型車等も含まれております。その数字を基に考察し、設計を行っております。

【議長】A 委員からのご指摘は、通勤時での混雑というご指摘であったのですが、一日の平均の発生交通量ではなく、通勤時にどのくらいの発生交通量があるのかの検討はしているのでしょうか。

【島田室長】市として考えているのは工業団地内に立地する企業の従業員として、約 280 人の雇用を想定しています。

【議長】進出企業は決まっていますか。

【島田室長】今現在、工業団地内の企業誘致につきましては、当市の企業誘致・定住促進室という部署で交渉等を担当して進めております。問い合わせ件数は、80 件以上あるのですが、具体的に決定している企業は今現在では、ございません。

【議長】従業員数は、業種によって大きく左右されると思われませんが、いかがでしょうか。B 委員どうぞ。

【B 委員】議論になっている道路は、緩衝緑地帯に囲まれた工業団地の中の一部の道路だと思います。機能としては、他の地域から他の地域へ移動するための通過交通を処理するという、機能は持ち合わせていないと私は思います。そのため、交通渋滞が引き起こされる恐れはないと思います。工業団地に向かって多方向から通勤者は来ると思われますが、この工業団地が最終目的地ですので、十間道路や他の広域幹線道路とは、目的が異なる道路です。雇用想定人数も 200 人から 300 人程度であります。北利根工業団地内で一番従業員数が多い企業の積水ハウスが 500 人から 600 人であることを考えると、今現在の北利根工業団地周辺の状況を見ている限り深刻な状況ではないですので、仁連地区においても問題ないように思えます。私としては、この地区施設道路が区域外を繋いで通過交通を処理するという機能があるのであれば、心配をしなければならないと思いますが、そうでないのであれば、右折レーンの心配は必要ないと思います。

【議長】B 委員ありがとうございます。事務局いかがですか。

【矢野課長】私からお答えいたします。只今、B 委員さんからご意見いただきありがとうございます。まさに B 委員のおっしゃる通りでして、今後、幅員 16m の道路につきましては、将来仁連江口線として、

十間道路の延伸として、繋がってくる道路になります。現在は、三和交番のあたりから工事を進めている最中であり、その先はまだ時間がかかりますが、進めております。そのような計画がある中で、幅員を15mから16mへ変更いたしました。交差点部分のみ右折レーンを確保するために道路幅が広い道路をよく見られると思いますが、そのようにしなくても、同じ道路幅で右折レーンを確保できる道路構造にする目的があり、今回の幅員の変更を行っております。幅員12mの接続先は、三和庁舎の前の通りで住宅街の方向になりますが、幅員16mの幹線道路を福祉センターの南側から区域内に接続することによって、住宅街の近くへ大型車等が入らないような動線が確保できます。当初から、通過交通を処理するのは幅員16mの道路と考えて設計し、工事を進めておりますので、幅員12mの道路へ右折レーンの設置の心配はらないかと思われます。よろしいでしょうか。

【議長】A委員いかがでしょうか。

【A委員】通過交通はないかもしれませんが、元々周辺に住まれている方々が、道路を利用する場面もあると思われます。その方々に不便をかけないかを心配しているのです。

現在、向堀川に架かっている鹿養橋を通過して、古河地区に住んでいる方々が、多く丘里工業団地へ通勤をしています。私の家の近くの狭い道路を、かなりの台数の車が毎朝通っています。この間も交通事故があったのですが、渋滞を避けようと生活道路に入り込む車が多くいることから、生活道路の安全が確保できないことが心配です。仁連地区についても、周辺的生活道路の安全性が確保されるのであれば、案の内容で良いと思います。

【議長】A委員ありがとうございます。事務局いかがですか。

【島田室長】大変貴重なご意見ありがとうございます。私どもとしましても、発生交通量や想定従業員数を考え幅員12mの道路2と幅員8mの道路3には、右折レーンを設置しなくても大丈夫だと判断し、計画を立てさせて頂いております。その計画に基づき、現在工事を行っております。

今後、道路設計を行っていく際には、頂いたご意見を加味しながら地域に合った道路設計を進めて参ります。

【議長】A委員いかがでしょうか。

【A委員】わかりました。

【議長】将来交通量を想定した状況で、設計がされているということで、ご理解していただければと思います。他にご意見ありませんか。

ご質問がないようですので、諮問第1号についてお諮りいたします。

古都諮問第1号古河都市計画地区計画の変更についてご賛同いただければ、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

異議なしと捉え、古都諮問第1号については原案のとおり可決し、市長に答申いたしたいと存じます。本日の議事につきましては、以上でございます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。それでは、これからの進行を事務局にお返しいたします。

【司会】 会長には議事の進行，誠にありがとうございました。委員の皆様におかれましても慎重にご審議いただき，ありがとうございました。

続きまして，次第8その他になりますが，事務連絡となります。

本日も出席いただきました委員の皆様には，後日，報酬を指定口座へ振り込みさせていただきますので，よろしく願いいたします。

以上をもちまして，審議会を閉会させていただきます。

長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

[午後2時40分閉会]